

# 9月議会に係る記者会見

平成29年8月28日（月）午後2時～  
伊賀市役所 2階 市議会第1委員会室

## 1. 市長からの発表

8月も最終週に入りましたが、大変暑い日が続いています。引き続き熱中症やゲリラ豪雨、雷の被害などには十分お気をつけたいと思います。

本日、9月議会定例会の招集告示をいたしました。本日午前中に、議会運営委員会が開催され9月4日に開会し、28日までの25日間の会期で開催されることとなりました。この、9月議会定例会には、一般会計補正予算をはじめ条例制定など26議案を提出することとしています。

一般会計補正予算について、既定の予算額から歳入歳出それぞれ10億7,531万2千円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ440億5,790万7千円とするものです。

補正の主なものといたしまして、歳出の総務費では、自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業に係る業務を国から受託した、伊賀市防災地域モデル作成事業経費として200万円、10月に予定されている上野天神祭ダンジリ行事ユネスコ無形文化遺産登録記念祝賀花火事業にかかる伊賀市民祝賀花火大会実行委員会に対する運営補助として補助金100万円、空き家対策で新たに発生した課題に取り組むため、国土交通省公募事業2事業に応募し採択されました。この先駆的空き家対策モデル事業では全国7市町村の1つとして採択されたものです。その事業経費として1,469万8千円です。

続きまして、衛生費では、さくらリサイクルセンターのごみ燃料化及び施設維持管理経費として必要最小限の修繕が必要であるため、消耗品定期交換費で2,482万1千円、搬入ゴミの搬送コンベア等の施設整備の修理費として8,453万2千円となります。

次に、商工費では、京都、大阪を訪れる外国人観光客への情報発信を行うほか、日本への旅行客数が多く、訪日リピーター率が高い香港の人に対して、伊賀市PRの波及効果が高い「香港Walker」への掲載を行い誘客を図るため、外国人観光客誘客促進事業委託料として542万5千円、また、以前より主に外国人観光客から多くの要望がありましたが、訪れた観光客の皆さんに、快適に市内観光をしていただくため、だんじり会館のトイレ洋式化改修工事費用として509万8千円などにつきまして所要額の補正を行います。

また、歳入では、国県支出金、市債などの特定財源をそれぞれの事業費の追加・変更に伴う所要額の増減を行うほか、一般財源では繰越金約6億9,100万円、普通交付税約3億1,800万円を増額し、臨時財政対策債約9,800万円の減額補正を行います。議会提出議案の主なものとしては、

議案第117号の「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」ですが、伊賀市においては現在も土地利用管理手法について、合併前の制度が継続されており、複数の制度の混在による課題を解消し、全市統一した制度を構築することにより、伊賀市都市マスタープランに掲げる「多核連携型の都市構成」を実現させる本条例を制定するため、議決を求めるとなります。

## 2. 9月議会提出議案について

【別紙資料のとおり】

## 3. その他（主な質疑応答の概要）

【芭蕉翁顕彰会について】

記者：芭蕉記念館の条例制定のことでお尋ねします。なぜ直営化しなければいけないのか、直営化のメリットについてコメントをお願いします。

市長：本来責任を持って芭蕉翁の資料や遺産を保全・活用し振興していくことをやらなければならなかったのを他に委ねてしまっていたということです。これから未来に向かってしっかりと活用保存を図るということについては、しっかりとした市の要請の中でやっていく責任があるということです。

記者：顕彰会がこれまでそういった資料の活用ができていなかったということですか。

市長：顕彰会は何をするところかということ、芭蕉さんの俳句や、或いは人となり顕彰していく、俳句の普及活動をするからです、しっかりと役割分担を明らかにしてそれぞれで頑張りましょうということです。

記者：市役所といった就労組織でそういう資料の収集などができるのですか。

市長：博物館、美術館といった施設で、しっかりと組織の中で管理運営していくものでだと思います。お尋ねの学芸員も市が直接採用して職員としてやっていかなければいけないと思います。

【ふれあいプラザについて】

記者：ふれあいプラザは平成30年まで使用して、その後はどうなりますか。

担当：平成30年まで使用した後は、公共施設最適化計画にあるアクションプランの中では縮小となっており、今後検討していきます。

【上野天神祭りについて】

記者：上野天神祭の補助金の100万円の使い道としては花火代になるのですか。

市長：いろいろな考え方の中で市としては、一緒になって頑張っていこうとの意味での運営補助金ということです。伊賀市民祝賀花火大会実行委員会に補助金を出したら、どのように使われるかはその実行委員会がお決めになることです。

【さくらリサイクルセンターについて】

記者：さくらリサイクルセンターに対する補正で8,000万円計上されています。RDFの事業は終了しますが、終わりがみえている施設に8,000万円は仕方がないのですか。

市長：終わりがみえていますが、使い続けてきた消耗品の部品ですので故障がなければ嬉しいのですが保証はできません。例えば、明日、明後日に壊れる可能性もあるパーツです。故障があった時にすぐ対応できませんので、スムーズな運用の担保ということで最低限の修繕のため補正を付けたということです。

【職員の不祥事について】

記者：今度は強制わいせつと器物損壊容疑ということで、市の職員である保育士が再逮捕されました。その点について市長の受け止め、或いは市民の中からの残念というか心配という声もかなり出ているようですが、市長からコメントをお願いします。

市長：公務員の品位を汚し、貶めたということは遺憾に思います。大事なことはそうしたことによって現場のご心配や或いは実際の保育に支障が出ないようにしっかりとケアしていくことが大事なことです。本人に対する感想としましてはコメント以前の問題だと前にも申し上げたと思います。人としてあるべからざるということでもあります。

【全国学力調査について】

記者：本日、市教委から全国学力調査の結果を聞いたのですが、結果発表の内容をご存知ですか。

市長：事前に今度は数字を出すとの話は聞いていましたけど詳細は聞いていません。教育長のご判断で適性にされればよろしいのではないのでしょうか。私の思いは以前から変わっておりません。数字を発表されたのであれば、これからの教育で有効に活用することが出来ていいのかなと思います。

記者：伊賀市の学力調査結果について、小学校については概ねほぼ全国平均、中学校が各教科、各科目ともやや劣っているという結果が出ているんですけどもその点については数字ではっきりしている。それについて市長さんから今後改善すべき点などコメントをお願いします。

市長：小学生より中学生の成績が落ちていくのは、良くないですね。しっかりと原因は何なのかを調査する必要があります。やはり、これから先に向けて右肩上がりになってもらわないといけないと思いますし、学力というものは将来において生きる力になるものですから、しっかりとその点の基礎的なものを身に付けてもらいたいと思います。

記者：改善すべき点はしっかりと改善するということですか。

市長：そうですね。よく競争原理が働いて大変になると言うけれども、その話とはまた違うと思います。やらなければいけないことはやらなければいけない。

平成 29 年第 5 回伊賀市議会（定例会）提出議案概要（予算議案を除く。）

| 議案<br>番号 | 件 名                      | 提案理由及び内容  | 担当<br>部署        |
|----------|--------------------------|---|-----------------|
| 116      | 芭蕉翁記念館条例の制定について          | <p>【制定理由】現在、芭蕉翁記念館と蓑虫庵の2施設を1つの条例で規定しているが、今後は、芭蕉翁記念館は市の直営とし、蓑虫庵は引き続き指定管理による運営とすることから、それぞれ個別の条例として整備を行うため、芭蕉翁記念館条例を制定する。</p> <p>また、本条例の制定に伴い、芭蕉翁記念館及び蓑虫庵条例から芭蕉翁記念館に係る規定を削除する必要があるため、附則において改正する。</p> <p>【条例の内容】芭蕉翁記念館の設置、位置、開館時間及び休館日、入館料、施設の使用等について規定する。</p> <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芭蕉翁記念館及び蓑虫庵条例</li> </ul> <p>【施行期日】平成 30 年 4 月 1 日</p>  | 文 化<br>交 流<br>課 |
| 117      | 伊賀市の適正な土地利用に関する条例の制定について | <p>【制定理由】土地利用管理手法について、現在も合併前の制度が継続されており、複数の制度が混在している。複数制度の混在による課題を解消し、全市統一した制度を構築することにより、伊賀市都市マスタープランに掲げる「多核連携型の都市構成」を実現させるため、本条例を制定する。</p> <p>また、本条例の制定に伴い、廃止が必要な関係条例を附則において廃止する。</p> <p>【条例の内容】新たに行う建築開発事業等について、従来の開発許可や建築確認の申請までに、その用途を審査するもので、計画策定、建築開発事業の実施、伊賀市土地利用審議会、罰則等を規定する。</p> <p>《廃止する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀町まちづくり環境条例</li> <li>・伊賀市モーター等類似施設建築審議会条例</li> </ul> <p>【施行期日】規則で定める日（一部：公布の日）</p> | 都 市<br>計 画<br>課 |
| 118      | 伊賀市指定管理者選定委員会条例の一部改正について | <p>【改正理由】指定管理者選定委員会の開催に当たっては、応募団体と関係性のある委員は、審査に加わらないこととしており、委員を除外することが多くなっているが、指定管理者の候補者をより適正に選定するために、柔軟な委員の選出及び委員会の運営を可能とするよう改正する。</p> <p>【改正内容】所掌事項に「指定管理施設の検証に関する事務」を追加するほか、委員の定数を 8 人から 15 人に引き上げ、委員構成の規定を緩和するとともに、委員長が指名する委員により構成する部会について新たに規定し、部会の議決をもって委員会の議決とすることができること等を定める。</p> <p>【施行期日】平成 29 年 11 月 9 日</p>   | 総 務<br>課        |

|     |                                 |   |                 |
|-----|---------------------------------|---|-----------------|
| 119 | 伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について      | <p>【改正理由】子を持つ職員が保育所等を利用できず退職を余儀なくされる事態を防ぐため、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により条例で定めることとされている再度の育児休業等ができる特別の事情として、かかる事情を定めるよう改正する。</p> <p>【改正内容】地方公務員の育児休業等に関する法律において、原則できないこととされている再度の育児休業、育児休業期間の再延長、1年未経過時の再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情として「保育所等の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。</p> <p>【施行期日】公布の日</p> | 人 事 課           |
| 120 | 上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について | <p>【改正理由】本年度で指定管理期間が満了となる上野ふれあいプラザは、伊賀市公共施設最適化計画に基づき、平成30年度までの使用となっており、1年間の指定管理期間とするよう改正する。</p> <p>【改正内容】指定管理期間を「3年間」から「1年間」に改正する。</p> <p>【施行期日】平成30年4月1日</p>   | 管 財 課           |
| 121 | 伊賀市農業公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について   | <p>【改正理由】農業公園内の伊賀市農村ふれあいセンターは、伊賀市公共施設最適化計画において譲渡、民営化を検討し、平成30年度に譲渡する計画となっており、また、市民ふれあい農園及びふれあい広場は、引き続き指定管理による運営を行うため改正する。</p> <p>【改正内容】伊賀市農村ふれあいセンターに係る部分を削除するとともに、市民ふれあい農園及びふれあい広場の指定管理期間を「2年間」から「5年間」に改正する。</p> <p>【施行期日】平成30年4月1日</p>  | 農 林 振 興 課       |
| 122 | 伊賀市地域公共交通会議条例の廃止について            | <p>【廃止理由】地域公共交通に関する協議組織には、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「伊賀市地域公共交通活性化再生協議会」と市長の附属機関としてバス等に係る事項を中心に審議する「伊賀市地域公共交通会議」の2つの組織があるが、運用上、合同会議とすることができることから、今期委員の任期が8月31日をもって満了となったことを機に、「伊賀市地域公共交通活性化再生協議会」に機能を集約するため廃止する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>   | 交 通 政 策 課       |
| 123 | 財産の無償譲渡について(旧伊賀市大沢小規模集会施設)      | <p>【提案理由】財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【譲渡施設】旧伊賀市大沢小規模集会施設</p>   | 大 山 田 支 所 振 興 課 |

